

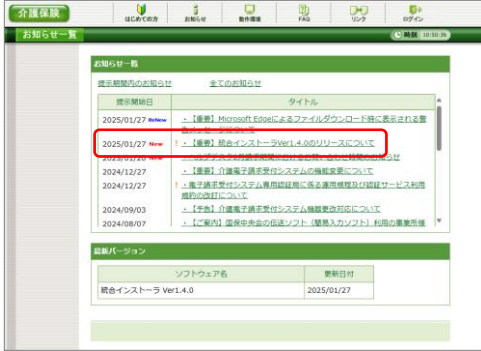


【令和7年度に適用される事項】

今年4月以降に変更される事項のうち、保険請求業務に関わる重要な事項をご紹介します。

【電子請求受付システム(介護保険)「統合インストーラ 1.4.0」のバージョンアップ】

今年4月末に電子請求受付システムの機器更改が行われるのにあわせ、電子請求受付システムから「**統合インストーラ 1.4.0**」をダウンロードし伝送用のPCへインストールする必要があります。インストールしなければ**5月以降伝送できなくなる**のでご注意ください。インストール方法は電子請求受付システムにて説明されています。インストール後も伝送時の操作方法は変わりません。



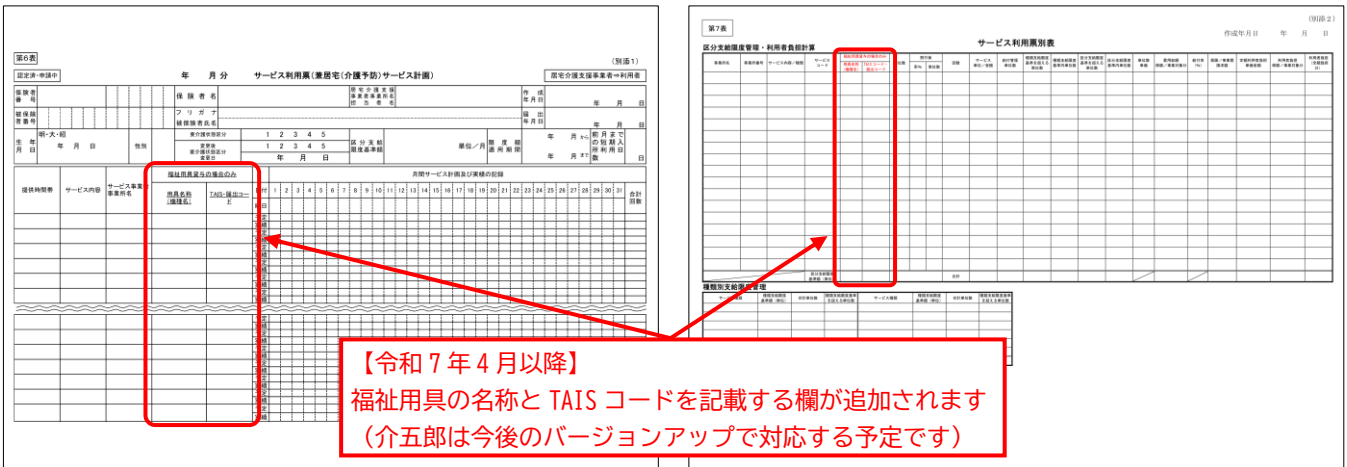
「統合インストーラ 1.4.0」の詳細は電子請求受付システム(介護保険)のページを開き、下記お知らせをお読みください。

『電子請求受付システム(介護保険)』お知らせ一覧
2025/01/27 【重要】統合インストーラ 1.4.0 のリリースについて
(URL: <https://www.kaigo-e-seikyuu.jp/KShinsei/main>)

【注意】
5月以降は伝送時に「統合インストーラ 1.4.0」が必須になります。
インストールしなければ伝送請求できなくなるのでご注意ください。

【サービス利用票/別表の様式変更】

今年4月にサービス利用票/別表の様式が変更になります。新しい様式では福祉用具貸与を利用する場合に用具の名称(機種名)とTAISコードの記載が必要になります。このため4月以降はケアマネージャ様においても商品ごとにTAISコードを確認しなければならず、業務量の増加が予想されます。なお、介五郎は現在新様式に対応するよう開発を進めているところです。



【令和7年4月以降】
福祉用具の名称とTAISコードを記載する欄が追加されます
(介五郎は今後のバージョンアップで対応する予定です)

(参考)R6.7.4 老認発 0704 第1「介護サービス計画の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2024/0704143313623/ksvol.1286.pdf>

【経過措置の終了〔業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算、処遇改善加算V(1)~(14)〕】

業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算には経過措置が設けられていましたが3月31日で終了します。終了後は要件を満たさなければ減算が適用されます。また、処遇改善加算V(1)~(14)も3月31日で廃止され、算定している事業所は4月以降、加算I~IVのいずれかに移行する必要があります。(既にI~IVで算定している事業所は変わりません)

業務継続計画未策定減算	居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く全サービス (訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援以外は「感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備および非常災害に関する具体的計画の策定」が必要)	令和7年3月31日 経過措置終了
身体拘束廃止未実施減算	短期入所系サービス・小規模多機能系サービス	
処遇改善加算V(1)~(14)	訪問看護・訪問リハ・居宅介護支援・福祉用具貸与を除くサービス	

営業グループ 協田 英樹

2月に入り、冬の寒さもピークを迎えています。暦の上では立春を迎えつつありますが、今季一番の大寒波が数日ございました。皆さまの寒さ対策などいかがお過ごしでしょうか。やはり温かい物を食べ体力をつけぐっすり寝ることでしょうか。もう少し寒さが続きそうですが、体調など崩されませんよう気を付けましょう。皆さまが良き春をお迎えになりますようお祈り申し上げます。